

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社が上場企業として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーとの良好なコミュニケーションを維持しつつ、透明・公正かつ迅速果断な意思決定を行う仕組みを整えることを目的として、当社はこのコーポレート・ガバナンス基本方針を制定する。もとより、理想のコーポレート・ガバナンスは一朝一夕にして成るものではないが、当社は不断の努力により目的の達成に努める所存である。

なお、本基本方針の改廃は取締役決議をもって行うこととし、改廃を行った場合には適時適切に内容を開示するものとする。

第1条 (株主の権利・平等性の確保)

1. 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行う。
2. 当社はどの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう、適時適切に情報開示を行う。
3. 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会に係る適切な環境整備を行うように努める。

第2条 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

1. 当社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの対応に配慮した経営を行うべく、社是・企業行動憲章を制定し、開示する。
2. 当社は社会・環境問題をはじめとするサステナビリティの重要性を認識し、本件に積極的に対応する。

第3条 (適切な情報開示と透明性の確保)

1. 当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
2. 上記の開示にあたって、取締役会は開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基礎となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとってわかりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにする。

第4条 (取締役会等の責務)

1. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、
 - ①企業戦略等の大きな方向性を出すこと
 - ②経営幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
 - ③独立した客観的な立場から、取締役に対する実行性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすものとする。

第5条 (株主との対話)

1. 当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行う。
2. 当社の取締役(社外取締役を含む)は、上記のような対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努力する。

以上

制 定 平成27年11月13日 取締役会